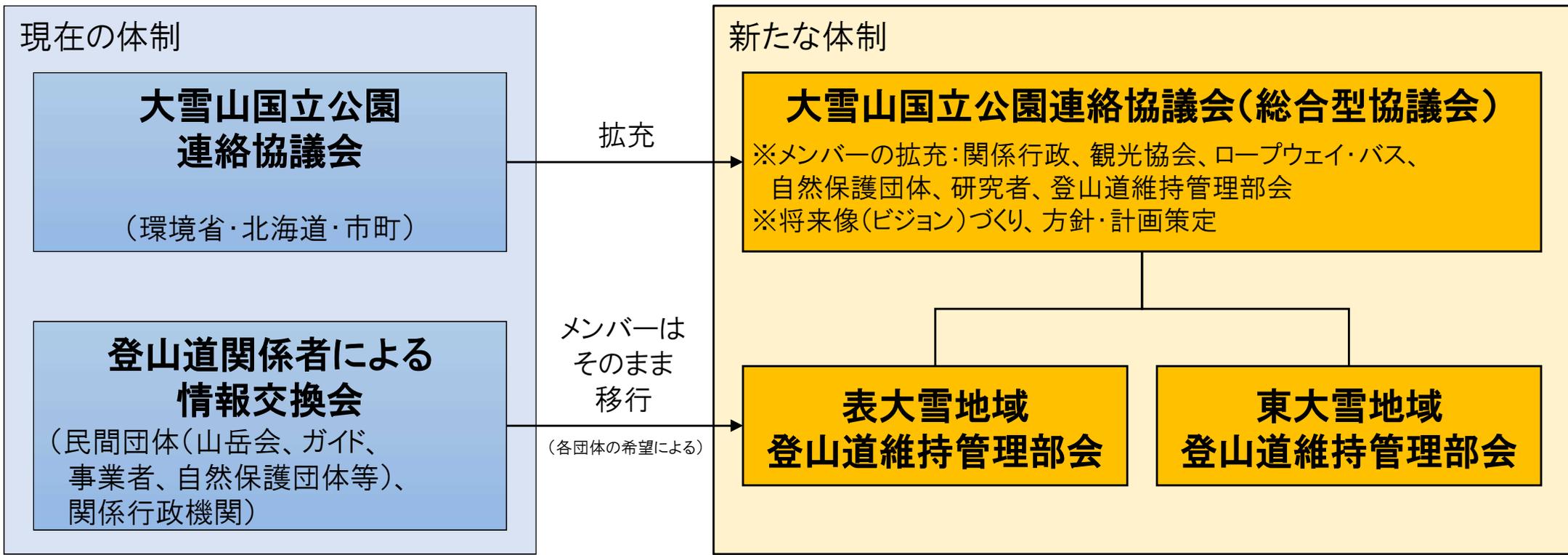


# 大雪山国立公園の新たな協働型管理運営体制



大雪山国立公園の目指す姿の実現  
守る、活かす、つなげる、協働で管理運営する

## 協働型管理運営体制とは

- 国立公園に関係する環境省以外の国の機関、自治体、民間団体、公園事業者など多様な主体が参画する総合型協議会を中心とする体制
- 国立公園の将来像(ビジョン)、国立公園の管理運営方針や行動計画を定める体制
- 全国の国立公園で準備が整い次第、この体制を構築すること(平成26年7月7日付 環境省自然環境局長通知)

## 【目的】

- 登山道等の維持管理活動に関する総合調整、合意形成  
(大雪山国立公園連絡協議会のうち、登山道の課題解決に関する部分の取組を実施)

## 【構成員】

- ・国立公園制度所管行政（環境省）・土地所有者（森林管理署、北海道）
- ・歩道事業執行者・関係市町：北海道、市町等
- ・山岳会関係者 ・ガイド事業者 ・ビジターセンター関係者
- ・保全活動団体（パークボランティア等）・登山道整備の専門家
- ・研究者、自然保護団体 等

※部会会合へは、オブザーバー（傍聴者）も参加。

構成員から代表者を選び、大雪山国立公園連絡協議会に出席

■事務局（業務の一部民間団体請負も想定）  
環境省

## 【予算】

- 当面の間、大雪山国立公園連絡協議会の会計から必要な事項を支出

## 【取組】

- 構成員間の情報交換
- 登山情報の一元的な発信
- 歩道等維持管理実施手順マニュアルに基づく関係者間の調整、作業結果の検討
- 人材育成（セミナー、ボランティア受入）、技術の蓄積と伝承
- 登山道等維持管理の適正化に向けた議論（歩道事業未執行区間の解消）
- 施設の老朽化対策 等

## ○構成員とオブザーバー

- ・ 構成員：議論に参加して意見を言い、コンセンサスに参加
- ・ オブザーバー：原則として傍聴のみ。意見がある場合は構成員を通じて伝えてもらう。

※民間団体については、部会立ち上げ前に、構成員として参加したいか、オブザーバーとして参加したいか選択。

### 【参考】

- ・ 部会はできる限り、各立場を代表する団体に出席をゆだね、その他はオブザーバーとして参加してスリム化を図ることが理想。
- ・ 研究者については、大雪山国立公園連絡協議会に科学委員会を設けて、関係する議題や議論の内容ごとに、科学委員会に参加する研究者が参加することが理想であるが、当該体制が整うまでの間、個別の研究者が参加するものとする。
- ・ ただし、これまでの登山道関係者による情報交換会の経緯を踏まえ、現時点で構成員の数に制限は設けない（希望者は構成員になることができる。）。

## ○代表者

- ・ 民間団体の中から選出（各人が経験を積むため、1年交代の持ち回り。）
- ・ 大雪山国立公園連絡協議会に登山道維持管理部会の意見を伝える役割。
- ・ 事務局（環境省自然保護官事務所）が代表者を補佐する。

## ○部会の意思決定方法

- ・ コンセンサス方式（他の一般的な協議会等と同じ）

## <表大雪地域登山道維持管理部会> (12月12日現在)

構成員	オブザーバー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係行政機関</li> <li>・ 山のトイレを考える会</li> <li>・ パークボランティア連絡会</li> <li>・ 富良野山岳会</li> <li>・ 大雪山自然学校</li> <li>・ 山楽舎Bear</li> <li>・ 北海道山岳整備</li> <li>・ 大雪と石狩の自然を守る会</li> <li>・ 大雪山倶楽部</li> <li>・ 北海道山岳ガイド協会 (表大雪地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人かむい</li> <li>・ 黒松内銀竜草の会</li> <li>・ NPO法人アース・ウィンド</li> <li>・ 層雲峡ビジターセンター</li> <li>・ 北海道大学大学院地球環境科学研究院渡辺教授</li> <li>・ 北海道大学大学院農学研究院 愛甲准教授</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上川山岳会</li> <li>・ 上富良野十勝岳山岳会</li> <li>・ 美瑛山岳会</li> <li>・ 株式会社りんゆう観光</li> <li>・ ワカサリゾート株式会社</li> <li>・ 北海道高山植物保護ネット</li> <li>・ 日本山岳会北海道支部</li> <li>・ 旭川勤労者山岳会</li> <li>・ 山岳レクリエーション管理研究会</li> </ul>	

### 【確認中】

旭川方面旭川東警察署、勤労者山岳連盟（道央地区）、ガイドオフィス風、TREE LIFE

## <東大雪地域登山道維持管理部会>

構成員	オブザーバー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係行政機関</li> <li>・ 新得山岳会</li> <li>・ パークボランティア連絡会</li> <li>・ 北海道山岳整備</li> <li>・ ひがし大雪自然ガイドセンター</li> <li>・ 十勝山岳連盟</li> <li>・ 山楽舎BEAR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株)北海道ネイチャーセンター</li> <li>・ ボレアルフォレスト</li> <li>・ しほろ自然環境に親しむ会</li> <li>・ 北海道山岳ガイド協会（東大雪地区）</li> <li>・ 日本山岳会北海道支部</li> </ul>

年月	経緯
平成30年 3 月	<u>協働型管理運営体制構築に向けたワークショップ（第1回）</u> テーマ：新たな協働型管理運営体制対する民間団体の関わり方 →登山道を通じて協働型管理運営体制にかかわりたい
平成30年 6～7 月	<u>協働型管理運営体制構築に向けたワークショップ（第2回）</u> テーマ：登山道維持管理部会で行いたい取組 →多くの取組が出された。 →取組を行うことに積極的な人がいる一方、イメージが湧かない・積極的になりにくい人もいた。
平成30年12月	<u>協働型管理運営体制構築に向けたワークショップ（第3回）</u> テーマ：新しい取組（重要なこと、やれそうなこと） →登山道情報の提供、利用マナーの指導等の意見多数 →部会の理念、あり方、方向性、扱う範囲に関する意見も多かった。
令和元年 6 月	<u>登山道関係者による情報交換会（令和元年度春期）</u> <u>登山道維持管理部会の運営概要（案）について</u>
<b>現在</b>	<u>登山道維持管理部会の運営概要（案）に沿った参加意向確認</u> →①構成員、②オブザーバー、③参加しないの希望調査

# これまでの議論の経緯・今後のスケジュール

資料20

年月	今後のスケジュール
令和元年12月	<u>登山道関係者による情報交換会（令和元年度冬期）</u> ○登山道維持管理部会の運営詳細について（規約等） ○仮代表選出、その後の代表順番の決定
令和元年度末まで	<u>大雪山国立公園連絡協議会（総合型協議会）立上げ、第1回総会</u> ○仮代表者の大雪山国立公園連絡協議会への参加、ビジョンの議論 ○登山道維持管理部会設置の正式決定
令和2年春期	<u>登山道維持管理部会立ち上げ、第1回実施</u>

## 大雪山国立公園連絡協議会

### 表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会 規約（案）

#### （趣旨）

第1条 本規約は、大雪山国立公園連絡協議会規約第10条第2項の規定に基づき、表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （目的）

第2条 本部会は、大雪山国立公園内の登山道の荒廃等の課題及びその対策について関係者で協議し、もって登山道の適正な維持管理に資することを目的とする。

#### （活動内容）

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）登山道の整備及び維持管理並びにそれに関連する登山道の利用や登山道周辺の自然環境等に関する情報交換、連絡調整
- （2）登山道の荒廃等課題及びその対策に必要な事業
- （3）その他、目的と役割に必要と認められた活動

#### （構成）

第4条 本部会は、別紙に掲げる機関・団体及びオブザーバーをもって構成する。

#### （代表者）

第5条 本部会に、代表者2名以内を置く。

- 2 代表者は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、意見を述べる。

#### （代表者の選任及び任期）

第6条 代表者は部会において選任し、任期は1年とする。

#### （運営）

第8条 本部会は、事務局が招集し、事務局員が議事進行を務める。

- 2 本部会を年2回程度開催し、必要に応じて随時、臨時部会の開催をする。

#### （事務局）

第10条 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局を上川自然保護官事務所に、東大雪地域登山道維持管理部会の事務局を上士幌自然保護官事務所に置く。

- 2 事務局は、会の庶務を行う。
- 3 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局員は上川自然保護官及び東川自然保護官が、東大雪地域登

山道維持管理部会の事務局員は上士幌自然保護官がその任にあたる。ただし、事務局の業務を請負することを妨げない。

4 事務局員は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、同協議会に出席する代表者を補佐する。

(会 計)

第 11 条 本部の運営及び事業の実施に必要な経費は大雪山国立公園連絡協議会の経費を充てる。

(その他)

第 12 条 本部会は大雪山国立公園の登山道等の適正な維持管理のために、関係するその他の協議会との連携および協力を図る。

付 則 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

## 別紙

表大雪地域登山道関係者による情報交換会、東大雪地域登山道関係者による情報交換会の出席者に対して、構成員として参加するか、オブザーバーとして参加するか（又は参加しないか）照会して、メンバーを確定する。